

通達甲（副監. 刑. 鑑. 管）第6号

平成17年3月28日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 部長、参事官 殿
所 属 長

副 総 監

警視庁写真技能検定実施要綱の制定について

〔沿革〕平成26年12月通達甲（副監. 刑. 鑑. 写資）第36号改正

このたび、別添のとおり、警視庁写真技能検定実施要綱を制定し、平成17年4月1日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

記

第1 制定の趣旨

写真は、各種執行務における証拠保全、資料作成等の観点から極めて有効な手段であることから、新たに警視庁写真技能検定制度を設け、職員個々の写真技能の向上を図り、もって組織の執行力を高めようとするものである。

第2 制定の要点

- 1 写真撮影技能に応じて、検定級位を1級、2級及び3級とし、課題作品の審査により合格者を決定することとした。
- 2 警視庁本部に、警視庁写真技能検定委員会を設置することとした。
- 3 刑事部鑑識課に事務局を設置することとした。
- 4 各級位に合格した者に対しては、認定証を交付することとした。

別添

警視庁写真技能検定実施要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁写真技能検定(以下「検定」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 検定の級位

検定は、級位制により行うものとし級位は、1級、2級及び3級とする。

第3 検定の基準

検定の技能内容は、別表の「写真技能検定級位基準」のとおりとする。

第4 受検資格

受検資格は、3級については全職員とし、1級、2級についてはそれぞれ下位の級位を有する者とする。

なお、警視庁鑑識技能検定規程（昭和42年12月15日訓令甲第37号）に規定する上級鑑識技能検定（写真）の合格者は3級を有する者とみなす。

第5 委員会の設置

- 1 警視庁本部に、警視庁写真技能検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、合格者の決定その他検定に必要な事項について審査を行うことを任務とする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 副総監
 - (2) 副委員長 警務部長、刑事部長
 - (3) 委員 教養課長、刑事総務課長、鑑識課長
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員会の事務局は、刑事部鑑識課に置く。

第6 検定の実施

委員会は、年1回検定を実施するものとする。

第7 審査の内容

審査は、検定の級位に応じた課題作品に対して行うものとする。

第8 検定実施の通知

委員会は、各級位の検定を実施するときは、検定を実施する旨、課題及び受検方法を所属長に通知するものとする。

第9 受検者の報告

所属長は、前第8の通知を受けたときは、受検希望者を調査して別記様式第1号の「写真技能検定受検者名簿」により、委員長に報告するものとする。

第10 検定結果の通知

委員長は、検定に合格した者の氏名、級位及び合格年月日を書面でその者の所属長に通知するものとする。

第11 認定証の交付

委員長は、検定に合格した者に対して、別記様式第2号の「写真技能認定証」を交付する。

第12 名簿の作成

委員会は、別記様式第3号の「写真技能検定合格者名簿」を各級ごとに作成するものとする。

別表

写真技能検定級位基準

級位	技能内容
1 級	1 周囲すべてを画角 3 6 0 度の横長写真に収める撮影技能及び作製技能を有する。 2 同一の被写体（動かない物）を四季それぞれについて撮影し、季節感を感じさせる撮影技能を有する。
2 級	1 夜間に、ストロボを多方向に複数回発光させ、被写体（建物等）全体に光をムラなく照明する撮影技能を有する。 2 被写体は静止し、背景が流れ（被写体の動きに合わせてカメラを移動する。）動感が描写される撮影技能を有する。
3 級	1 基本的な写真知識を有する。 2 身分証明書に使用できる無背景かつ無影な撮影技術を有する。 3 携帯電話等の表示画面を鮮明に接写できる撮影技能を有する。

別記様式第 1 号

報告（ ）第 号
年 月 日

副 総 監 殿
(警視庁写真技能検定委員長)

長

写 真 技 能 検 定 受 検 者 名 簿

受検級位	現級位	階 級	氏 名	職員番号	備 考

注 現級位欄については、写真技能検定 3 級、2 級若しくは鑑識技能
検定上級又はなしと記入すること。

写 真 技 能 認 定 証

氏 名

警視庁写真技能 級に認定する

年 月 日

警視庁写真技能検定委員長

副総監

印

別記様式第3号

警視庁写真技能検定合格者名簿

級

警視庁写真技能検定委員会

[illegible]